

A

市長室からお答えします

敬老会の記念品の受け取り方法は

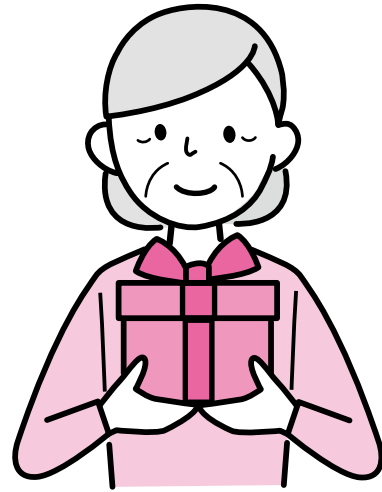
Q 毎年、敬老会の記念品を楽しみにしていますが、受け取り当日まで品物が何か分からず、遠い所に住んでいて取りに行くのも大変です。記念品の内容を事前に案内し、公民館でも受け取れるようになりますか。

A 敬老会の記念品は、多くの人に喜んでもらえるよう毎年度選定し、地区敬老会への出席を記念して贈呈しています。

都合により敬老会へ出席できない人や、住んでいる地区で敬老会が開催されない人は、成田市社会福祉協議会(保健福祉館内)、高齢者福祉課(市役所議会棟1階)、下総・大栄支所で、案内はがきと引き換えができます。また、本人に限らず、家族や代理人でも受け取れます。

敬老会の記念品の内容については、地区社会福祉協議会の会議などで詳細を早めに案内できるよう努めるとともに、受け取り場所についても、令和7年度から公民館での引き換えができるよう調整していきます。

※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方を紹介します。



消費生活相談Q&A

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールに注意!

Q 毎年、確定申告をインターネットで行っています。先日、「国税庁からのお知らせ」というメールが届き、申告した内容に関するものだと思い、記載されているURLにアクセスしました。すると、個人情報の入力フォームが表示されたので、不審に思いながらも入力しました。案内通りに「次へ」のボタンをクリックすると、クレジットカードの入力を求められ、「これはおかしい」と感じたため送信を思いとどまりました。これはフィッシングメールによる詐欺だったのでしょうか。

A 国税庁をかたった不審なショートメッセージ(SMS)やメールから、国税庁ホームページになりすましたフィッシングサイトへ誘導される事例が見受けられます。国税庁や国税局、税務署では、SMSやメールで国税の納付を求めたり、差し押さえの執行を予告したりすることはありません。

フィッシングサイトにアクセスしてしまうと、クレジットカード情報を入力させられたり、不審なアプリのインストールを誘導されたりします。不審なSMSやメールを受信した場合や国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合

は、アクセスしないようにしてください。また、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を利用する際は、URLを確認するようにしましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。





国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になった時に

1カ月の自己負担額が限度額を超えた時

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払った時、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、市ホームページで確認してください。



市ホームページ

支給対象世帯には申請書類を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に申請書類を送付します。この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階 〒286-8585 花崎町760)または下総・大栄支所で申請してください。郵送でも受け付けています。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物＝申請書、医療費の領収書(病院などが発行し

70歳以上の自己負担限度額

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は 4万4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ 8,000円 Ⅰ	2万4,600円
		1万5,000円

*8月から翌年7月までの1年間



た物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポートなど)

申請手続きが簡素化できます

一定の要件を満たす場合、申請手続きの簡素化が可能です。初回のみ申請が必要ですが「成田市国民健康保険高額療養費支給申請書(申請手続簡素化対象世帯用)」を提出した世帯には、次回以降の高額療養費を指定の口座へ自動的に振り込みます。対象となる世帯には、案内文を同封します。

「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード)で医療機関を受診し本人情報の提供に同意する場合や、医療機関で限度額適用認定証を提示する場合は、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

マイナ保険証による自己負担限度額適用区分の確認や、限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。マイナ保険証がない人などで、限度額適用認定証の交付を希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。専用フォームからも申し込めます。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。



専用フォーム

申請に必要な物＝国民健康保険の資格が分かる物(保険証・資格確認書など)、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポートなど)

※くわしくは保険年金課(☎050-1808-7160)へ。



海外居住者の国民年金

希望に応じて加入できます

国民年金の加入者が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとする時の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。また、万が一の場合に障害基礎年金などの保障を受けられなくなります。

受け取る年金額を増やしたい、障害基礎年金などの保障を受けられるようにしておきたいなどの希望がある場合は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができますので、保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは同課(☎20-1547)へ。